

宮城県庁舎広告募集要項

1 広告媒体

掲出場所	規 格	枠数 (枠)	広告料金(円/月)※1枠あたり			備 考
			左の内訳			
			広告掲出料	行政財産使用料		
1階エレベーターホール	B2縦	46	14,220	12,960	1,260	東側23枠, 西側23枠
1階パスポートセンター前	B2縦	12	14,220	12,960	1,260	A4以下リーフレット等設置可
1階カフェラウンジ	B2縦	2	12,060	10,800	1,260	
2階エレベーターホール	B2縦	26	7,740	6,480	1,260	東側13枠, 西側13枠 A4以下リーフレット等設置可
エレベーター内壁	A3横	17	7,740	6,480	1,260	東側8枠, 西側9枠 (1~2枠/1機) (BはB2縦選択可)
	B2縦		12,060	10,800		
1階カフェラウンジ	縦1.14m ×横1.9m	1	25,360	21,600	3,760	内照広告 バックライトフィルム
1階北側廊下窓ガラス	縦1.9m ×横2.9m	10	61,510	54,000	7,510	七十七銀行前4枠, 郵便局前6枠

※1 広告掲出箇所写真・図面は、別添のとおりです。

※2 掲出単位は、1枠、1か月単位とします。

※3 広告料金は、消費税及び地方消費税を含みます。

※4 行政財産使用料は、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用に係る使用料で、財産の交換、譲与等に関する条例(昭和39年宮城県条例第19号)に基づき算定したものです。

2 割引制度

名 称	条 件	割引率
長期割	同一枠を連続して6か月以上掲出する場合	10%
パッケージ割A	異なる掲出場所から2枠かつ3か月以上連続して掲出する場合	20%
パッケージ割B	異なる掲出場所から3枠以上かつ3か月以上連続して掲出する場合	30%

※1 長期割とパッケージ割は、併用可。

※2 割引の対象は、広告掲出料のみで、行政財産使用料は対象外です。

3 広告取扱手数料

広告代理店からの申込みも可能です。この場合の広告取扱手数料は広告掲出料の20%です(広告主と広告代理店が異なる場合のみ)。

4 申込書類

- (1) 宮城県庁舎広告申込書
- (2) 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料
- (3) 行政財産使用許可申請書
- (4) 法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し（個人事業主の場合は、住民票抄本）
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- (6) 広告の原案，リーフレット等が設置可能な場所はその原案

※ 必要事項を記入・押印の上，持参又は郵送により提出してください。

5 広告主の決定

先着順とし，宮城県広告掲載等基準による審査を行い，基準等を満たしている者を広告主とします。

6 関係規定

- (1) 宮城県広告事業実施要綱
- (2) 宮城県広告掲載等基準
- (3) 宮城県広告事業事務取扱要領

7 その他

- (1) 広告の作成・費用は，広告主の負担とします。
- (2) 掲出期間は，月の初めから月末までの1か月単位とします。
- (3) 一度の申込みで申込みできる期間は最長12か月となります。ただし，再申込みは可能です。
- (4) 掲出開始日の初日及び終日が，土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合，掲出開始日は最初の開庁日とし，掲出終了日は最後の開庁日とします。
- (5) 広告の掲出・撤去は，1階北側廊下窓ガラス広告を除き県で行います。掲出は，掲出開始日の午前9時まで，撤去は，掲出終了日の午後4時以降に行います。
- (6) 1階北側廊下窓ガラス広告の掲出・撤去は，広告主が行うこととし，掲出作業は，掲出開始日前日の午後3時からとし，撤去作業は，掲出終了日の午後2時までとします。撤去は，原状復旧することとします。
- (7) 1階北側廊下窓ガラス広告は，隣接する複数面を契約した場合，全体で1つの広告とするデザインも可能です。

8 掲出できない広告

- (1) 宮城県広告掲載等基準に反するもの
- (2) 県税の滞納がある者の広告
- (3) その他県の広告事業として不適切なもの

9 申込・問合せ先

宮城県総務部管財課庁舎班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2354（直通） FAX：022-211-2298

E-mail：kanzait@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/kenchokoukoku.html